

総合評価一般競争入札事務処理要領

1 趣旨

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定によって県が実施する総合評価一般競争入札の事務については、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 対象

この要領の対象となる契約は、委託・役務業務（建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号）第2条に定める建設工事、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（平成11年4月1日制定）第2条に定める業務を除く。）に係るもので、その契約の性質又は目的から、価格その他の条件が広島県にとって最も有利な者と契約することが適当と認められるものとする。

3 評価委員会

- (1) 総合評価一般競争入札を行おうとするときは、契約の相手方の選定に関する事項について審議するため、評価委員会を設置しなければならない。
- (2) 評価委員会は、5名以上の委員で構成することとする。
- (3) 評価委員会を構成する委員には、発注部局※以外の部局※の職員を1名以上含めなければならない。
- (4) 評価委員会に委員長を置く。
- (5) 評価委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、第3号に定める委員1名以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- (6) 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (7) その他評価委員会の運営に関し必要な事項は、発注部局において定める。

4 学識経験者の意見聴取

- (1) 規則第2条第1項に定める契約担当職員（以下「契約担当職員」という。）は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、2名以上の学識経験者※の意見を聴かなければならない。
- (2) 前号の規定による意見の聴取においては、併せて、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴かなければならない。
- (3) 前号の規定による意見の聴取において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、契約担当職員は、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、当該学識経験者の意見を聴かなければならない。

5 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 契約担当職員は、入札に参加しようとする者に必要な資格要件（以下「入札参加資格要件」という。）として、次の事項を定めるものとする。
 - ア 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
 - イ 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、県の指名除外※を受けていないこと。
 - ウ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (2) 前号に加え、入札参加資格要件として、次の事項のいずれかを定めるものとする。
 - ア 発注に対応する契約種目について、施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定によりあらかじめ知事が定めた競争入札参加資格の認定を受け、その有効期間を

経過していないこと。

イ アに定める事項と同等と知事が認める許可、認可等を受けていること。

- (3) 前号により難しい場合は、同号ア及びイに代え、入札参加資格要件として、次の事項を定めるものとする※。

ア 営業に必要な許可、認可等を受けていること。

イ 広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- (4) 前3号に掲げる事項のほか、契約の性質、目的等に応じ、入札参加資格要件として、次の事項を定めることができる。

ア 業務を行うための一定の資格を有すること。

イ 一定の資格を有する技術者を一定数以上有すること。

ウ 発注する業務について一定の実績を有すること。

エ 本社、支社、営業所等を一定の地域に有すること。

オ アからエまでのほか、必要と認める事項

6 入札参加資格要件の決定等

前項の入札参加資格要件は、評価委員会の審査を経て契約担当職員が決定する。

ただし、同一年度内に同種の業務を複数回発注する場合等において、当初の評価委員会で入札参加資格要件についてあらかじめ定めたときは、そのとき以後これを省略することができる。

7 落札者決定基準

- (1) 契約担当職員は、総合評価一般競争入札を行うに当たり、価格その他の条件が県にとつて最も有利な者を選定するための落札者決定基準を定めなければならない。

- (2) 落札者決定基準には、価格について評価するための価格評価点並びに価格以外の条件について評価するための技術評価点※1及び政策評価点※2について定めるものとする。

- (3) 価格評価点、技術評価点及び政策評価点の配点の割合は、業務の目的・内容等に応じて適切に定めるものとする。

- (4) 技術評価点及び政策評価点は、業務の目的・内容等により必要となる評価項目を設定することとし、各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定めるものとする。

- (5) 落札者決定基準の標準的な例は、別記様式第1号のとおりとする。

- (6) 落札者決定基準には、契約の履行に係る水準を確保するため、技術評価点に係る要求水準を設定し、これを満たさない者は落札者としめない旨定めるものとする。

- (7) 前号に定めるもののほか、落札者決定基準には、政策評価点に係る要求水準を設定し、これを満たさない者は落札者としめない旨定めることができる。

- (8) 落札者決定基準は、第4項に定める学識経験者の意見聴取及び評価委員会の審査を経て、契約担当職員が定めるものとする。

8 評価の方法

- (1) 価格及び価格以外のその他の条件の評価に係る総合評価は、前項の落札者決定基準に従い、次のとおり価格評価点、技術評価点及び政策評価点を足し合わせた評価値をもって行うものとする。ただし、価格評価点については、契約・調達管理課と協議の上、異なる評価方法とすることができる。

価格評価点 = 価格評価点の配分点 × (1 - (入札価格) / (予定価格))

技術評価点 = 技術評価点の配分点 × (技術評価の得点合計) / (技術評価の配点合計)

政策評価点 = 政策評価点の配分点 × (政策評価の得点合計) / (政策評価の配点合計)

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点 + 政策評価点

- (2) 前号の評価は、評価委員会において行うものとする。

- (3) 評価を行うに当たり必要と認める場合は、評価委員会において技術評価等資料に係るプレゼンテーション、ヒアリングを行うことができる。
- (4) ヒアリングについては、客観的な事実確認など必要最小限の内容については、評価委員会以外においても行うことができるものとする。

9 公告

- (1) 規則第 16 条に定める公告（以下「公告」という。）は、ホームページへの掲載及び構内掲示板への掲示等により行うものとする。
- (2) 契約担当職員が必要と認める場合は、前号に定める方法に加え、その他の方法により公告することができる。
- (3) 公告する事項は、規則第 17 条第 1 号から第 6 号までのほか、次の事項とする。
 - ア 総合評価一般競争入札による旨
 - イ 落札者決定基準
 - ウ 提出を求める技術評価等資料の内容及び提出期限等
 - エ 落札者の決定方法
 - オ 契約保証金に関する事項
 - カ 入札に参加する方法
 - キ アからカまでのほか、契約担当職員が必要と認める事項
- (4) 公告の標準的な文例は、それぞれ別記様式第 2 号の 1 及び第 2 号の 2 のとおりとする。
- (5) 公告日を決定する場合は、見積期間、入札参加資格確認申請の受付期間、質問期間等に十分配慮するものとする。

10 入札説明書及び仕様書等の交付又は閲覧

- (1) 契約担当職員は、当該入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に対し、公告に定める期間に入札説明書（別記様式第 3 号の 1 又は第 3 号の 2）を交付するものとする。
- (2) 当該入札に係る仕様書及び図面は、公告に定める期間に、公告に定める方法により、交付し、又は閲覧に供するものとする。
- (3) 仕様書又は図面に対する質問は、仕様書等に対する質問書（別記様式第 4 号）によって受け付けるものとし、質問に対する回答は閲覧等により入札参加希望者全員（第 14 項に定める入札参加資格要件の確認結果の通知が行われた後においては、入札参加資格要件に適合するとされた者全員）に周知する。
- (4) 前号に定める質問書の受付及び質問に対する回答は、次項に定める説明会において行うことができる。
- (5) 入札説明書及び仕様書等は、公告と併せ、ホームページへ掲載するものとする。ただし、次の場合は、仕様書等の全部又は一部を掲載しないことができる。
 - ア 図書や大量の紙媒体であるなどの理由により、ホームページへ掲載するためのデータ化が困難と判断される場合
 - イ 秘匿性のある内容を含むため、ホームページへの掲載が不相当であると判断される場合
 - ウ その他、正当な理由により、契約担当職員がホームページへの掲載が不相当と判断した場合

11 説明会

契約担当職員は、当該契約の性質、目的等により、特に必要があると認めるときは、入札説明書、仕様書及び図面の内容について、説明会※を実施することができる。

12 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札参加希望者は、公告に定める期限までに、入札参加資格確認申請書（別記様式第 5 号）を契約担当職員に、持参、郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定

する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便。以下同じ。)又は電子メールにより提出しなければならない。

- (2) 郵便等による提出は、書留郵便その他これに準じる方法によるものとする。
- (3) 入札参加希望者は、公告に定める入札参加資格要件に応じ、必要な書類を入札参加資格確認申請書に添付しなければならない。
- (4) 入札参加資格確認申請書及び前号に定める必要な書類(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (5) 提出された入札参加資格確認申請書等は、これを入札参加希望者に無断で使用してはならない。
- (6) 入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外をすることがある。

13 入札参加資格要件の確認

契約担当職員は、入札参加資格確認申請書等の内容を審査し、当該入札参加資格要件に適合しているか確認するものとする。

14 入札参加資格要件の確認結果の通知

- (1) 契約担当職員は、当該入札参加資格要件の適否を確認したときは、公告に定める期限までに、入札参加希望者にその者に係る確認結果を入札参加資格確認結果通知書(別記様式第6号)により通知するものとする。
- (2) 前号の場合において、当該入札参加資格要件に適合しないとされた者に対しては、その理由を記載するものとする。

15 無資格者への理由説明

契約担当職員は、入札参加希望者のうち、当該入札参加資格要件に適合しないとされた者の求めがあれば、その理由を説明するものとする。

16 入札時に必要な資料

- (1) 入札参加者は、指定された日までに指定された方法で、価格以外のその他の条件について評価を行う際に必要な技術評価等資料を技術評価等資料提出書(別記様式第7号)により提出しなければならない。
- (2) 提出された技術評価等資料は返却しないものとする。
- (3) 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、又は、提出された技術評価等資料に必要事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。
- (4) 技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (5) 技術評価等資料の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

17 入札結果等の公表

- (1) 契約担当職員は、入札及び契約に係る情報の公表に関する要領(平成18年12月15日制定)の規定により入札結果等を閲覧に供する。
- (2) 公表する事項は、落札者決定基準(別記様式第1号)、入札契約状況一覧(別記様式第8号及び第9号)及び落札者決定基準に基づく入札参加者ごとの評価結果(別記様式第10号)とする。

18 落札者決定の方法

- (1) 落札者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、第8項に規定する評価値が最も高い者とする。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなかった場合は、再度の入札を行うことができる。

- (3) 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。技術評価点の最も高い者も2名以上あるときは、政策評価点、価格評価点の順に比較し、評価点が最も高い者を落札者とする。全ての評価点と同じ場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

19 苦情申立等

入札に参加した者で落札者とならなかった者は、落札者として選定されなかった理由の説明（別記様式第11号）を、入札契約担当職員が落札者の公表を行った日の翌日から起算して10日（広島県の休日を含める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内に契約担当職員に申し立てることができるものとする。

20 評価内容の担保等

- (1) 落札者の提出した技術評価等資料の内容は、発注者からの指示がない限り、原則全て履行しなければならない。
- (2) 業務の履行確認及び検査を行う際には、落札者の提出した技術評価等資料の内容の履行状況についても確認するものとする。

21 特例政令が適用される場合の特例措置

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける場合の発注方法は、前各項の規定にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。

ア 第5項第2号アの入札参加資格要件については、入札参加資格確認申請書等の提出期限までに施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定によりあらかじめ知事が定めた競争入札参加資格の認定を申請した者は、開札のときまでにその認定を受けられないことを解除条件として、要件を満たしているものとして扱う。

イ 第5項第4号エに定める入札参加資格要件は、これを定めることができない。

ウ 特例政令第6条に規定する公告の方法については、県報及び第9項第1号によるものとし、これらに加え、その他の方法によることができるものとする。

エ 特例政令第6条に規定する公告は、入札期日の前日から起算して、少なくとも40日前までに行うものとする。

オ 入札に必要な事項については、特例政令第8条に定める文書を作成し、希望する入札参加希望者に交付する。

カ 郵便等による入札については、これを認める。この場合において、郵便等による入札の到達期限は、入札執行の日時前の日時とすることができる。

キ 当該入札契約手続等に関して苦情がある者は、広島県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

ク 落札者については、落札を決定した日の翌日から起算して72日以内に、別記様式第12号により、県報に登載する。

ケ 落札者を決定したときは、当該契約の内容等について必要な記録を作成し、保管するものとする。

附 則

- 1 この要領は平成28年4月1日から施行し、同日以降において規則第16条又は特例政令第6条に規定する公告を行うものから適用する。
- 2 第6項の規定の適用については、当分の間、この要領の施行の日前に定めた要領等において入札参加資格要件を定めている場合は、評価委員会の審査を経ないこととすることができる。
- 3 第8項第1号の規定の適用については、この要領の施行の日前に定めた価格評価点の評価方法による場合は、契約・調達管理課との協議を要しないこととする。

附 則

この要領は平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成 28 年 8 月 1 日から施行し、同年 9 月 1 日以降において規則第 16 条又は特例政令第 6 条に規定する公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 2 年 6 月 12 日から施行する。

附則

この要領は令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 5 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は令和 5 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は令和 6 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第7項及び第17項関係、様式例）

総合評価一般競争入札 落札者決定基準

業務名				
業務場所				
業務概要				
項目	評価項目（例）	評価基準（例）	配点	
技術評価	実施計画	【実施計画】 ○実施計画の妥当性	・実施計画の妥当性に応じて評価	0.0
	実施体制	【経営状況】 ○安定的・継続的に業務執行が可能な経営状況についての評価	・経営破綻等により、業務の不履行が生じないか。	0.0
		【体制】 ○実施体制の妥当性 ○緊急時の対応についての評価	・体制の妥当性に応じて評価	0.0
			・対応手順の妥当性に応じて評価	0.0
		【専門性、能力】 ○過去5年間の同種業務の受注実績の評価	・実績件数に応じて評価	0.0
		○業務に関係する技術者・資格者の人数	・技術者・資格者を複数配置 ・技術者・資格者を配置	0.0
		○事業を行う上での財政基盤	・状況に応じて評価	0.0
		○業務に関連する認証等の評価	・ISO9001取得 ・ISO14001取得 ・エコアクション21取得 ・プライバシーマーク取得	0.0
		【拠点・設備】 ○本店・支店等の所在地による評価	・県内に本店有り ・県内に支店・営業所有り	0.0
	○実施を効率化する設備等に対する評価	・設置状況に応じて評価	0.0	
【教育・研修】 ○業務に関する技術向上研修の実施の有無	・研修の実施状況に応じて評価	0.0		
政策評価	社会的責任等	○障害者雇用への取組の評価	・障害者法定雇用率（○%）以上 ・障害者雇用有り	0.0
		○仕事と家庭の両立支援への取組の評価	・広島県仕事と家庭の両立支援企業登録有り	0.0
	法令遵守	○社会保険等の加入状況【必須】	・加入状況に応じて評価	0.0
		○業務従事予定者の賃金水準【必須】	・最低賃金と業務従事予定者の賃金水準との比較により評価	0.0
合 計			0.0	
価格評価の配分点			0.0	
技術評価の配分点			0.0	
政策評価の配分点			0.0	
価格評価点	価格評価の配分点 × (1 - (入札価格) / (予定価格))		0.0	
技術評価点	技術評価の配分点 × (技術評価の得点合計) / (技術評価の配点合計)		0.0	
政策評価点	政策評価の配分点 × (政策評価の得点合計) / (政策評価の配点合計)		0.0	
評価値	価格評価点 + 技術評価点 + 政策評価点		0.0	

※1 端数処理については、小数点以下第2位切り捨てとする。

※2 必須項目として設定した評価項目については、要件を満たさない場合は失格とする。

※3 技術評価点に係る要求水準は○点以上とし、これを満たさない者は落札者とししない。

別記様式第 2 号の 1 (第 9 項関係、公告文例)

公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

令和 年 月 日

(契約担当職員) 職名 氏 名

1 調達内容

(1) 業務名

〇〇〇〇〇

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

(4) 履行場所

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県〇〇局〇〇課（広島県庁〇〇庁舎〇〇階）

(5) 入札方法

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 の 2 に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 技術評価等資料

(1) 技術評価等資料の内容は、次表のとおりとする。

評価項目	内 容
落札者決定基準の 評価項目を転記する	各評価項目に対応して提出させる 資料の内容を記載する。

(2) 技術評価等資料の提出方法等

ア 提出する技術評価等資料は、技術評価等資料提出書に必要書類を添付したものとすること。

イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、又は、提出された技術評価等資料に必要な事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなさ

れている場合は、入札を無効とする。

ウ 技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、次のとおりとする。

項目	評価項目		評価基準	配点
技術評価				0.0
				0.0
		《落札者決定基準の内容を転記する》		0.0
				0.0
				0.0
政策評価				0.0
				0.0
合 計				0.0
価格評価の配分点				0.0
技術評価の配分点				0.0
政策評価の配分点				0.0
価格評価点	価格評価の配分点 × (1 - (入札価格) / (予定価格))			0.0
技術評価点	技術評価の配分点 × (技術評価の得点合計) / (技術評価の配点合計)			0.0
政策評価点	政策評価の配分点 × (政策評価の得点合計) / (政策評価の配点合計)			0.0
評価値	技術評価点 + 政策評価点 + 価格評価点			0.0

※1 端数処理については、小数点以下第2位切り捨てとする。

※2 必須項目として設定した評価項目については、要件を満たさない場合は失格とする。

※3 技術評価点に係る要求水準は0点以上とし、これを満たさない者は落札者とししない。

4 入札参加資格

- (1) 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和〇〇年広島県告示第〇〇号（令和〇〇年から令和〇〇年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「〇〇」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

5 入札手続等

- (1) 入札説明書、仕様書及び技術評価等資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県〇〇局〇〇課（広島県庁〇〇庁舎〇〇階）

電話（082）513-〇〇〇〇（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）から令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 午前（午後）〇〇時〇〇分

エ 提出方法

持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）

又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書及び技術評価等資料の提出方法

ア 日時

令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 午前（午後）〇〇時〇〇分

イ 場所

広島市中区基町10番52号

広島県庁本館地下1階入札室

ウ 入札書及び技術評価等資料の提出方法

持参による。電子メール、郵便等による入札は認めない。また、提出する技術評価等資料は、上記アの日時に同イの場所において、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

6 落札者の決定

(1) 決定方法

ア 入札価格が広島県契約規則第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値の最も高い者を落札者とする。

イ 落札となるべき評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。技術評価点の最も高い者が 2 名以上あるときは、政策評価点、価格評価点の順に比較し、評価点が高い者を落札者とする。全ての評価点と同じ場合は、施行令第 167 条の 9 の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(2) 結果の通知

令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）までに、全ての入札者に対し通知する。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

(ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成 19 年 10 月 1 日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「〇〇」の資格に限る。）
契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) 上記(ア)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 電子契約の可否

可

なお、電子契約を希望する場合は、落札決定後、速やかに「電子契約同意書」を電子メールで提出すること。【提出先 〇〇〇@pref.hiroshima.lg.jp】

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

入札説明書による。

8 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県〇〇局〇〇課（広島県庁〇〇庁舎〇〇階）

電話（082）513 - 〇〇〇〇（ダイヤルイン） ファクシミリ（082）〇〇〇 - 〇〇〇〇

メールアドレス 〇〇〇@pref.hiroshima.lg.jp

別記様式第2号の2（第9項関係、公告文例（電子入札））

公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第16条の規定により公告する。

なお、本件は、広島県物品等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、電子入札システムを利用して参加する場合は、入札に関する手続については、広島県物品等電子入札システム利用者規約（以下「電子入札システム利用者規約」という。）に従って行わなければならない。

令和 年 月 日

（契約担当職員）職名 氏 名

1 調達内容

(1) 業務名

○○○○○

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日まで

(4) 履行場所

広島市中区基町10番52号

広島県○○局○○課（広島県庁○○庁舎○○階）

(5) 入札方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（10パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 技術評価等資料

(1) 技術評価等資料の内容は、次表のとおりとする。

評価項目	内 容
落札者決定基準の評価項目を転記する	各評価項目に対応して提出させる資料の内容を記載する。

(2) 技術評価等資料の提出方法等

- ア 提出する技術評価等資料は、技術評価等資料提出書に必要書類を添付したものとすること。
- イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、又は、提出された技術評価等資料に必要な事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。
- ウ 技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、次のとおりとする。

項目	評価項目		評価基準	配点
技術評価				0.0
				0.0
		《落札者決定基準の内容を転記する》		0.0
				0.0
				0.0
政策評価				0.0
				0.0
合 計				0.0
価格評価の配分点				0.0
技術評価の配分点				0.0
政策評価の配分点				0.0
価格評価点	価格評価の配分点 × (1 - (入札価格) / (予定価格))			0.0
技術評価点	技術評価の配分点 × (技術評価の得点合計) / (技術評価の配点合計)			0.0
政策評価点	政策評価の配分点 × (政策評価の得点合計) / (政策評価の配点合計)			0.0
評価値	技術評価点 + 政策評価点 + 価格評価点			0.0

- ※1 端数処理については、小数点以下第2位切り捨てとする。
- ※2 必須項目として設定した評価項目については、要件を満たさない場合は失格とする。
- ※3 技術評価点に係る要求水準は0点以上とし、これを満たさない者は落札者とししない。

4 入札参加資格

- (1) 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和〇〇年広島県告示第〇〇号（令和〇〇年から令和〇〇年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「〇〇」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

5 入札手続等

(1) 入札説明書、仕様書及び技術評価等資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県〇〇局〇〇課（広島県庁〇〇庁舎〇〇階）
電話（082）513-〇〇〇〇（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）から令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出期限

令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 午前（午後）〇〇時〇〇分

ウ 提出方法

電子入札システムを使用して提出すること。

エ 入札参加資格の確認結果の通知

令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）までに通知する。

(3) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

電子入札システムを使用して提出すること。

イ 提出期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時から令和〇〇年〇〇月〇〇日午後〇〇時までとする。

(4) 技術評価等資料の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

広島市中区基町 10 番 52 号
広島県庁〇〇庁舎〇〇階〇〇課〇〇グループ

イ 提出期限

令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 午前（午後）〇〇時〇〇分

ウ 提出方法

持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）

又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記イの期限までに必着することとする。また、持参、郵便等により提出する技術評価等資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

(5) 開札の日時

令和〇〇年〇〇月〇〇日 (○) 午前 (午後) 〇〇時〇〇分

6 落札者の決定

(1) 決定方法

ア 入札価格が広島県契約規則第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値の最も高い者を落札者とする。

イ 落札となるべき評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。技術評価点の最も高い者が 2 名以上あるときは、政策評価点、価格評価点の順に比較し、評価点が高い者を落札者とする。全ての評価点と同じ場合は、施行令第 167 条の 9 の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(2) 結果の通知

令和〇〇年〇〇月〇〇日 (○) までに、全ての入札者に対し通知する。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

(ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成 19 年 10 月 1 日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「〇〇」の資格に限る。）

契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) 上記(ア)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当す

る入札は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 電子契約の可否

可

なお、電子契約を希望する場合は、落札決定後、速やかに「電子契約同意書」を電子メールで提出すること。【提出先 ○○○@pref.hiroshima.lg.jp】

- (7) 手続における交渉の有無

無

- (8) その他

入札説明書による。

8 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県○○局○○課（広島県庁○○庁舎○○階）

電話（082）513 - ○○○○（ダイヤルイン） ファクシミリ（082）○○○ - ○○○○

メールアドレス ○○○@pref.hiroshima.lg.jp

別記様式第3号の1 (第10項関係、入札説明書)

入 札 説 明 書

広島県〇〇局(〇〇部)〇〇課 (広島市中区基町 10-52)

TEL:

FAX:

業務名	履行期間	令和 年 月 日 () ～ 令和 年 月 日 ()	履行場所	令和 年 月 日 () 時 分	入札参加資格 確認申請書提出 出期限	令和 年 月 日 ()
技術評価等資料 提出期限	令和 年 月 日 ()	仕様書等に対する 質問書提出 出期限	令和 年 月 日 ()	入札日時	令和 年 月 日 () 時 分	入札場所
注意事項				契約事項		
<p>1 入札参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) について</p> <p>(1) 入札参加希望者は、公告で定める入札参加資格要件に応じ、誓約書のほか次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。</p> <p>誓約書のほか必要に応じて添付書類を列挙する。</p> <p>業務に係る機密情報を電磁的記録で取り扱う場合は、「機密データの保存等に関する申出書」の提出を求める。</p> <p>(例) ア 誓約書 イ 実績証明書 ウ 資格者一覧表 エ 機密データの保存等に関する申出書</p> <p>(2) 申請書及び前号に定める必要な書類 (以下「申請書等」という。) の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。</p> <p>(3) 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。</p> <p>(4) 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書 留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)</p> <p>2 仕様書及び図面 (以下「仕様書等」という。) について</p> <p>(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、持参、郵便等又は電子メールにより提出すること。</p> <p>(2) 交付を受けた仕様書等について、契約担当職員が返却を求めた場合は、入札当日返却すること。ただし、入札参加資格要件等に適合しないとされた者については、その通知を受けた日から5日以内に返却すること。</p> <p>3 技術評価等資料について</p> <p>(1) 提出後の技術評価等資料の変更、差し替え等は認めない。</p> <p>(2) 提出された技術評価等資料は返却しない。</p> <p>(3) 技術評価等資料の作成に要する費用は、入札者の負担とする。</p> <p>(4) 技術評価等資料に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。</p> <p>(5) 提出は持参による。電子メール、郵便等による提出は認めない。また、提出する技術評価等資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。</p> <p>(6) 技術評価等資料の記載事項は原則として全て履行しなければならない。</p> <p>4 入札について</p> <p>(1) 次に該当する場合は、その入札は無効とする。</p>				<p>ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。</p> <p>イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。</p> <p>ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。</p> <p>エ 入札者が二以上の入札をしたとき。</p> <p>オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。</p> <p>カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。</p> <p>キ 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したとき。</p> <p>ク 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。</p> <p>ケ 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。</p> <p>コ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。</p> <p>(2) 落札者がいないときは再度の入札をする。ただし、無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。</p> <p>(3) 再度の入札は5回を超えないものとする。</p> <p>(4) 入札執行について</p> <p>ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面 (以下「委任状」という。) を提出しなければならない。ただし、有効期間の記載のある委任状をあらかじめ提出し、当該有効期間が入札の時期を含む場合は除く。</p> <p>イ 入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出すること。</p> <p>ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入を禁じる。</p> <p>エ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁じる。</p> <p>オ 入札室には、原則として入札に必要な者以外は入室してはならない。</p> <p>5 契約書について</p> <p>(1) 落札者は、契約担当職員から交付された契約書に記名押印 (電磁的記録の作成をもって契約書の作成に代える場合 (以下「電子契約の場合」という。) においては、電子署名) し、落札通知を受けた日から5日 (広島県の休日 を定める条例 (平成元年広島県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日 (以下「休日」という。) を除く。) 以内に契約担当職員に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 契約書の保有等について</p> <p>ア 紙の契約書を作成する場合は、契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。</p> <p>イ 電子契約の場合は、各自その電磁的記録を保管するものとする。</p>		
				<p>1 広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。</p> <p>2 入札保証金</p> <p><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p>3 契約保証金</p> <p>公告に定めるとおり</p> <p>4 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約 <input type="checkbox"/>適用 <input type="checkbox"/>適用なし</p>		
				添付書類		
				<p><input type="checkbox"/> 公告の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 入札参加資格確認申請書の様式</p> <p><input type="checkbox"/> 誓約書の様式</p> <p><input type="checkbox"/> 技術評価等資料提出書の様式</p> <p><input type="checkbox"/> 入札書の様式</p> <p><input type="checkbox"/> 委任状の様式</p> <p><input type="checkbox"/> 契約書 (案)</p> <p><input type="checkbox"/> 仕様書</p> <p><input type="checkbox"/> 仕様書等に対する質問書の様式</p> <p><input type="checkbox"/> 機密データの保存等に関する申出書</p> <p><input type="checkbox"/> 電子契約同意書</p> <p><input type="checkbox"/> その他 []</p>		

入札説明書

広島県〇〇局〇〇部〇〇課（広島市中区基町 10-52）

TEL:

FAX:

業務名	履行期間	令和 年 月 日 () ～ 令和 年 月 日 ()	履行場所	入札参加資格確認申請書提出期限	令和 年 月 日 ()
技術評価等資料提出期限	令和 年 月 日 ()	仕様書等に対する質問書提出期限	令和 年 月 日 ()	入札期間	令和 年 月 日 () ～ 令和 年 月 日 ()
注意 事項				契 約 事 項	
<p>1 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について</p> <p>(1) 入札参加希望者は、公告で定める入札参加資格要件に応じ、誓約書のほか次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。</p> <p>誓約書のほか必要に応じて添付書類を列挙する。</p> <p>業務に係る機密情報を電磁的記録で取り扱う場合は、「機密データの保存等に関する申出書」の提出を求める。</p> <p>(例) ア 誓約書 イ 実績証明書 ウ 資格者一覧表 エ 機密データの保存等に関する申出書</p> <p>(2) 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。</p> <p>(3) 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。</p> <p>(4) 申請書等は、電子入札システムを使用して提出すること。</p> <p>2 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について</p> <p>(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、持参、郵便等又は電子メールにより提出すること。</p> <p>・提出先 〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号 広島県庁〇〇庁舎〇〇階〇〇課〇〇グループ 電話 (082) 513 - 〇〇〇〇(ダイヤルイン) メールアドレス 〇〇〇@pref.hiroshima.lg.jp</p> <p>(2) 交付を受けた仕様書等について、契約担当職員が返却を求めた場合は、入札当日返却すること。ただし、入札参加資格要件等に適合しないとされた者については、その通知を受けた日から5日以内に返却すること。</p> <p>3 技術評価等資料について</p> <p>(1) 提出後の技術評価等資料の変更、差し替え等は認めない。</p> <p>(2) 提出された技術評価等資料は返却しない。</p> <p>(3) 技術評価等資料の作成に要する費用は、入札者の負担とする。</p> <p>(4) 技術評価等資料に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。</p>				<p>1 広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。</p> <p>2 入札保証金 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p>3 契約保証金 公告に定めるとおり</p> <p>4 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約 <input type="checkbox"/>適用 <input type="checkbox"/>適用なし</p>	
				添 付 書 類	
				<input type="checkbox"/> 公告の写し <input checked="" type="checkbox"/> 入札参加資格確認申請書の様式 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input checked="" type="checkbox"/> 入札書 <input checked="" type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 契約書(案) <input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> 仕様書等に対する質問書の様式 <input type="checkbox"/> 機密データの保存等に関する申出書 <input type="checkbox"/> 電子契約同意書 <input type="checkbox"/> その他 ()	

電子入札の場合は、
・入札参加資格確認申請書の様式
・入札書の様式
・委任状の様式の3点は公告時に添付不要です。

仕様書等に対する質問書

令和 年 月 日

（ 契 約 担 当 職 員 ）

様

所 在 地

商号又は名称

業 務 名 :

質 問 事 項	
------------------	--

別記様式第5号の1（第12項関係、入札参加資格確認申請書）

入札参加資格確認申請書（単独企業）

令和 年 月 日

（契約担当職員）

様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

（担当者）

（電話番号）

（FAX番号）

（メールアドレス）

令和 年 月 日付けで公告のあった次の総合評価一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、入札参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

1 業 務 名：

2 添付書類

書類名を記入（誓約書は必須）

・ 誓約書

別記様式第5号の2（第12項関係、入札参加資格確認申請書）

入札参加資格確認申請書（共同企業体 代表構成員）

令和 年 月 日

（契約担当職員）

様

（共同企業体の代表構成員）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

（担当者）

（電話番号）

（FAX番号）

（メールアドレス）

令和 年 月 日付けで公告のあった次の総合評価一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、入札参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

1 業 務 名：

2 添付書類

書類名を記入（誓約書は必須）

・ 誓約書

入札参加資格確認申請書（共同企業体 構成員）

令和 年 月 日

（契約担当職員）

様

（共同企業体の構成員）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

（担当者）

（電話番号）

（FAX番号）

（メールアドレス）

令和 年 月 日付けで公告のあった次の総合評価一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、入札参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

1 業 務 名：

2 添付書類

書類名を記入（誓約書は必須）

・ 誓約書

入札参加資格確認申請書（共同企業体構成書）

令和 年 月 日

（契約担当職員）
様

〇〇業務に係る総合評価一般競争入札に関し、次のとおり共同企業体を構成し、参加します。
各構成員は、総合評価一般競争入札に係る次の事項を代表構成員に委任します。

- 1 申請書等の提出に関する事
- 2 技術評価等資料の提出に関する事
- 3 技術評価等資料に係るプレゼンテーション、ヒアリングに関する事
- 4 質問書の提出及び回答の受領に関する事

※ 入札書の作成に関する事項を委任する場合は、押印が必要となるため、別途委任状を作成し、入札の際に提出してください。

入札書の作成に関する事項を委任しない場合は、入札書に代表構成員及び全ての構成員の記名押印を行ってください。

代表構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	

※押印不要

入札参加資格確認結果通知書

令和 年 月 日

様

（ 契 約 担 当 職 員 ）

令和 年 月 日付けで申請のあった入札参加資格確認申請について、確認結果を次のとおり通知します。

業 務 名		
入札公告日		
入札年月日		
入札参加資格要件の適否	適 ・ 否	
	入札参加資格要件に適合しないと認めた理由	

注 入札参加資格要件に適合しないと通知された者は、当職に対してその理由説明を求めることができます。この説明を求める場合は、令和 年 月 日までに、その旨を記載した書類を提出してください。

技術評価等資料提出書

令和 年 月 日

（契約担当職員）

様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

（担当者）

（電話番号）

（FAX番号）

（メールアドレス）

令和 年 月 日付けで公告のあった次の総合評価一般競争入札に係る技術評価等資料を提出します。

1 業 務 名：

2 技術評価等資料内訳

評価項目	内 容
落札者決定基準の内容を転記する。	各評価項目に対応して提出する資料の内容を記載する。

別記様式第8号（第17項関係、入札契約状況一覧）

入札契約状況一覧（委託・役務業務）

業 務 名		業務場所	
入札日時		入札場所	
入札及び契約の方法	総合評価一般競争入札	履行期間	

商 号 又は名称	技術評価点			政策評価点			価格評価点		評価値	順位	摘要
	実施計画	実施体制	合計	社会的責任等	法令遵守	合 計	入札金額 (円)	評価点			
《配点》	()点	()点	()点	()点	()点	()点	—	()点	100.0点	—	

契 約 の 内 容				備 考
契約の相手方		契約金額		

※ 入札金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載する。

別記様式第9号（第17項関係、入札契約状況一覧）

入札契約状況一覧（その2）（委託・役務業務）

業 務 名						業務場所				
入札日時						入 札 場 所				
入札及び契約の方法		総合評価一般競争入札				履行期間				
入 札 結 果	商号又は名称	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	結 果	備 考	

※ 入札金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載する。

別記様式第 10 号（第 17 項関係、様式例）

評価結果（ ）

業務名			
業務場所			
業務概要			
項目	評価項目（例）	評価基準（例）	得点 / 配点
技術評価	実施計画	【実施計画】 ○実施計画の妥当性	・実施計画の妥当性に応じて評価 /0.0
	実施体制	【経営状況】 ○安定的・継続的に業務執行が可能な経営状況についての評価	・経営破綻等により、業務の不履行が生じないか。 /0.0
		【体制】 ○実施体制の妥当性 ○緊急時の対応についての評価	・体制の妥当性に応じて評価 ・対応手順の妥当性に応じて評価 /0.0
		【専門性、能力】 ○過去 5 年間の同種業務の受注実績の評価	・実績件数に応じて評価 /0.0
		○業務に関する技術者・資格者の人数	・技術者・資格者を複数配置 ・技術者・資格者を配置 /0.0
		○事業を行う上での財政基盤	・状況に応じて評価 /0.0
		○業務に関連する認証等の評価	・ISO9001 取得 ・ISO14001 取得 ・エコアクション 21 取得 ・プライバシーマーク取得 /0.0
		【拠点・設備】 ○本店・支店等の所在地による評価	・県内に本店有り ・県内に支店・営業所有り /0.0
		○実施を効率化する設備等に対する評価	・設置状況に応じて評価 /0.0
	【教育・研修】 ○業務に関する技術向上研修の実施の有無	・研修の実施状況に応じて評価 /0.0	
政策評価	社会的責任等	○障害者雇用への取組の評価	・障害者法定雇用率（○%）以上 ・障害者雇用有り /0.0
		○仕事と家庭の両立支援への取組の評価	・広島県仕事と家庭の両立支援企業登録有り /0.0
	法令遵守	○社会保険等の加入状況【必須】	・加入状況に応じて評価 /0.0
		○業務従事予定者の賃金水準【必須】	・最低賃金と業務従事予定者の賃金水準との比較により評価 /0.0
合 計			/0.0
価格評価の配分点			0.0
技術評価の配分点			0.0
政策評価の配分点			0.0
価格評価点	価格評価の配分点 × (1 - (入札価格) / (予定価格))		/0.0
技術評価点	技術評価の配分点 × (技術評価の得点合計) / (技術評価の配点合計)		/0.0
政策評価点	政策評価の配分点 × (政策評価の得点合計) / (政策評価の配点合計)		/0.0
評価値	価格評価点 + 技術評価点 + 政策評価点		/0.0

※1 入札参加者ごとに作成し、（ ）内には、当該入札参加者の商号又は名称を記載すること。

※2 様式の内容は、落札者決定基準（様式第 1 号）に合わせることを。

苦情申立書

令和 年 月 日

(契 約 担 当 職 員)

様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

(担 当 者)

(電 話 番 号)

(F A X 番 号)

(メールアドレス)

次の業務について、落札者として選定されなかったので、その理由の説明を求めます。

業 務 名	
説明を求める理由	
そ の 他	

別記様式第12号（第21項関係、県報掲載様式）

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定によって公告する。

令和 年 月 日

（契約担当職員）職名 氏 名

県決第 号

- 1 調達件名（及び数量）
○○○○○（県一般○○第○○号）
- 2 契約に関する事務を担当する局（部）の名称及び所在地
 - (1) 名称
広島県○○局○○部○○課
 - (2) 所在地
広島市中区基町10番52号
- 3 落札者を決定した日
令和○○年○○月○○日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称
○○○○○
 - (2) 所在地
○○市○○町○○番○○号
- 5 落札金額
00, 000, 000円
- 6 落札者を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 入札公告日
令和○○年○○月○○日